

2022年3月5日

[声明] シールドマシン掘削を差し止めた仮処分決定を機に、
全ての外環道工事の中止と、大深度地下法の廃止を求める

東京外環道訴訟原告団

東京地方裁判所は2022年2月28日、東京外環道気泡シールドトンネル工事差止仮処分命令申立事件で、「東名立坑発進のトンネル掘削工事について、シールドトンネル掘削工事をしてはならない」との決定をした。私たちは、この決定を機に、違憲、違法な東京外環道工事を中止し、大深度地下法を廃止することを改めて要求する。

今回、東京地裁は、一部の債権者に限ってではあるが、事業者が調布陥没地域のトンネル直上だけとする「地盤補修範囲」以外の居住者について「地盤の緩みを生じさせ、地表面に陥没を生じさせたり、地中に空洞を生じさせたりする具体的なおそれがあると一応認められる」とし、東名ジャンクションから掘削している本線トンネル（南行）及び同（北行）の工事の違法性を認め、債権者の「被保全権利（人格権にもとづく妨害予防請求権としての差止請求権）及び保全の必要性」があるとして、差止の決定をした。

裁判所が、外環道工事のうち2本のトンネル工事について、住民の人格権を侵害する不法行為であると認めたのであるから、事業者は直ちに事業全体の違法性と、今後の賠償などの再検討を求められていることを認識し対応すべきである。

私たちは2017年12月に大深度地下使用認可無効等を求めて行政訴訟を起こしている。加えて2020年5月に、この工事差止仮処分（民事訴訟）を申し立てた。それは、気泡シールド工法により地下50mの掘削面に注入された圧縮空気からなる気泡が一呼吸で即死する致死濃度の酸欠空気となって地表面に噴出してきた事実をもとに、住民の生命・健康を守るためであった。

5ヶ月後の10月、陥没事故が発生し、住民の生命・財産等を侵害する危険性は誰の目にも明らかになった。仮処分申立ては、短期間で結論を出すべき緊急性のあるものであるが、事業者は「再発防止対策を出す」「検討中、次回に」などと、引き延ばし工作とも思われる発言を繰り返した。忍耐強く待った裁判所であったが、事業者が再発防止対策を出せないまま事故から1年以上経過した12月23日に審尋の終結を宣言した。

ところが、事業者は、全線の工事差止決定を避けるためか、審尋終結の翌12月24日に、東京外環トンネル施工等検討委員会を開催し、大泉JCT及び中央JCT北側のシールドトンネルについて「再発防止対策」を公表した。これは、陥没で動かせない東名北工事以外のシールドマシン工事の再開を目指すものである。事実、事業者は2022年2月25日から大泉JCTで、3月4日から中央JCTでシールド工事を再開した。

私たちは、仮処分審尋の中でも、不完全な事故報告書に基づく実効性のない「再発防止対策」と批判してきたが、裁判所は事業者から具体的な再発防止対策が示されていない東

名北工事だけの工事差止に限定した。

2021年12月に示された「再発防止対策」は、良識ある専門家が「信ぴょう性は薄い」とする事故調査報告書等に基づくもので、1月の説明会で多くの住民が危険性を訴え、沿線自治体や議会が十分な説明を要請している。大泉JCTの3台のシールドマシン工事や、今回工事差止となった本線につなぐための中央JCTの2台のランプシールドマシン工事の再開を強行することは、事業地外にも振動被害を与え、第2第3の大事故を招く危険性がある。「特殊な」地盤は全線のどこにでもある普通の地盤であり、追加ボーリングをしても、実際には掘ってみなければわからない地中であることに変わりはない。直径16mの巨大マシンのスケールデメリットを解消する方策は示されていない。

事業者は、仮処分決定の趣旨を真摯に受け止めて、全ての工事再開を直ちに中止すべきである。住民合意なしに住民を実験台にして住宅街の地下を掘ってはならない。工事再開による事故の再発の危険性は高く、再度の大惨事を発生させかねない。

陥没地域では、地表・住宅の異変や住民の健康被害等は今も進行中であるのに、その原因調査は放置されたままであり、「街壊し」の行く末は見通せていない。調布の被害の後始末が先決であり、それを切り離して、他の工事再開などもってのほかである。

事業者は、調布の陥没現場直近で付近住民に工法や影響についての説明も了解もないまま、住宅解体から更地化し、地盤補修・土地再建作業に入り、第一種住宅専用地域である住宅街を破壊しようとしている。2月25日の家屋解体工事の着手は、住民の抗議で延期したが、依然、その姿勢は変えていない。事業者は直ちに、この決定の趣旨を受けて、一切の作業を中止すべきである。差止決定は、トンネル直上だけとする地盤補修範囲についても疑問を投げかけているのである。

「地下工事は止めた、地上の作業は続ける」「調布は止めた。その北の建設は続ける」などという選択は、道路の性質から言っても、街の環境保全から言っても認めるわけにはいかない。裁判所が債権者に認めた「人格権にもとづく妨害予防請求権としての差止請求権」は、周辺住民すべてが持っており、その「保全の必要性」も当然あると考える。

もともとこの事業は、違憲、違法な事業として、行政訴訟で争われている。建設費用は2兆3000億円に膨らみ、陥没事故対応が上積みされ、さらに膨張せざるをえない状況である。しかも「世界最大級の難工事」と事業者が認め、住民にとっては「世界最大級の危険な工事」である地中拡幅部など重要な部分の工事計画すら未完成である。住民の人権を侵害し多大な犠牲を払いながら、いつ開通するかわからないトンネル工事を続ける必要性は既がない。

国、東京都、そしてNEXCO2社は、直ちに、外環道建設を中止すること、国は大深度地下法を廃止することを、改めて強く求める。

以上